

# 収入基準表

## ～留意点～

- ◆申請者の収入基準については、申請者が養育者（父母以外）の場合収入基準が異なります。
- ◆申請者、扶養義務者ともに収入基準を満たす必要があります。
- ◆扶養義務者が複数いる場合、すべての扶養義務者について収入基準を満たす必要があります。
- ◆収入には、非課税の年金（遺族年金、障害年金等）も含まれます。

## ●公的年金等受給者

### ▼申請者の収入基準 ※父母の場合

令和3年12月31日時点で申請者が扶養した者の人数	基準額（令和3年中の収入）
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円
4人	5,075,000円
5人	5,550,000円

### ▼扶養義務者の収入基準

令和3年12月31日時点で扶養義務者が扶養した者の人数	基準額（令和3年中の収入）
0人	3,725,000円
1人	4,200,000円
2人	4,675,000円
3人	5,150,000円
4人	5,625,000円
5人	6,100,000円

## ●家計急変者

### ▼申請者の収入基準 ※父母の場合

本給付金申請時点で申請者が扶養した者の人数	収入基準額（令和5年1月以降の任意の1カ月）
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円
4人	5,075,000円
5人	5,550,000円

### ▼扶養義務者の収入基準

本給付金申請時点で扶養義務者が扶養した者の人数	基準額（令和5年1月以降の任意の1カ月）※原則、申請者と同月
0人	3,725,000円
1人	4,200,000円
2人	4,675,000円
3人	5,150,000円
4人	5,625,000円
5人	6,100,000円